

函館市火災予防条例(昭和48年函館市条例第18号)(抜粋)

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第55条の3 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令もしくはこれに基づく命令またはこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物および違反の内容ならびに公表の手続は、規則で定める。